IFRS® Foundation

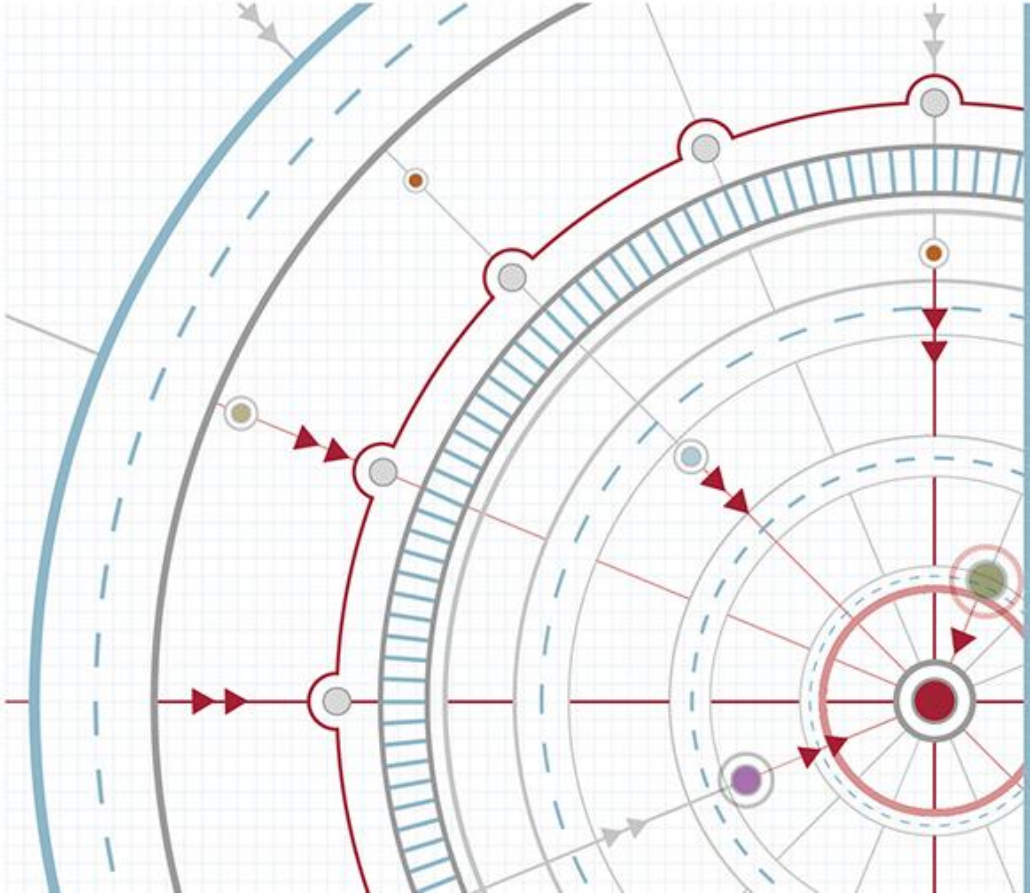

ディスカッション・ペーパー

企業結合—開示、のれん及び減損

ディスカッション・ペーパーの紹介

9 June 2020

The views expressed in this presentation are those of the presenter, not necessarily those of the International Accounting Standards Board or IFRS Foundation.

Copyright © 2020 IFRS Foundation. All rights reserved.

IFRS®

開始前に

ご留意いただきたい事項

本ウェブセミナーで示される見解は発表者の個人的な見解であり、必ずしも国際会計基準審議会（IASB）あるいはIFRS財団の見解を示すものではありません。

本ディスカッション・ペーパーの本文は https://cdn.ifrs.org/-/media/project/goodwill-and-impairment/goodwill-and-impairment-dp-march-2020.pdf から入手可能です。

本ディスカッション・ペーパーの要約は、スナップショットをご参照ください。https://cdn.ifrs.org/-/media/project/goodwill-and-impairment/goodwill-impairment-dp-snapshot.pdf.

質問を送信するには、ご自身のスクリーンに表示されているテキストボックスに質問を入力し、Submitボタンをクリックしてください。質問は本ウェブセミナー中いつでも送信できます。本ウェブセミナーの最後に、可能な限り多くの質問にお答えします。

ディスカッション・ペーパー

目的

投資者に提供される取得に関する情報を合理的なコストの範囲内で改善する

タイムライン

2004年	2013–2015年	2015年–現在	2020年3月
IFRS第3号公表*	IFRS第3号の適用後レビュー	のれん及び減損プロジェクト	ディスカッション・ペーパー

フィードバック

IASBは主に以下の点に関するコメントを求めている

- 新たな開示要求を導入することの有効性及び実行可能性
- のれんの会計処理に関する新たな論拠

コメント提出期限は2020年12月31日（covid-19のパンデミックにより2020年9月15日から変更）

* のれんの償却を要求していたIAS第22号は置き換えられ、IFRS第3号により減損のみのモデルが導入された

IASBの予備的見解

❶ 取得に関する開示の改善	会社に以下の項目を開示することを要求する • 経営者の取得の目的 • 当該目的に対して取得がその後どのような業績を挙げているか 既存の開示項目に対する部分的な改善	
❷ のれんの会計処理の改善	Ⓐ 減損テストの有効性を高めることができるか？	合理的なコストの範囲内で大幅に改善することはできない
	Ⓑ のれんは償却すべきか？	償却すべきではなく、減損のみモデルを維持する
	Ⓒ 減損テストは簡素化できるか？	年次減損テストを免除し、使用価値を簡素化することで可能である
❸ その他の論点	• 貸借対照表上にのれんを除いた資本合計の金額を表示 • 無形資産ののれんからの区分認識については変更しない	

❶ 取得に関する開示の改善

論点

投資者は、取得及びその後の業績に関する情報を十分に得られていない

- 投資者は、これらの情報によって経営者の説明責任を求めることが可能となる（スチュワードシップ）
- IFRS基準は、取得後の業績に関する情報開示を具体的には要求していない

IASBの予備的見解：開示の要求

取得日時点：

- 取得の戦略的根拠
- 取得の目的
- 目的の達成度をモニタリングする指標

取得日後：

目的に対する業績の達成度

❶ 取得に関する開示の改善

IASBの予備的見解：会社は、取得をモニターするために経営者が内部的に使用している情報を開示すべきである

開示すべき指標

- 企業結合はそれぞれ異なるので、特定の単一指標は適合しない
- マネジメント・アプローチ：
  - 作成に係るコストが小さい
  - 経営者の取得に対する管理手法からの視点
- 非財務指標の場合も財務指標の場合もある
- 事業の統合が行われた場合、結合後の事業に関する情報となる可能性がある

開示すべき重要な取得の範囲

- 取得が多い会社にとって、全ての重要な企業結合の開示は過大なものとなりうる
- 予備的見解では、「経営者」を「最高経営意思決定者」（CODM）（IFRS第8号「事業セグメント」）と定義している
- 投資者がより多くの情報を必要とする取得が含まれているか

❶ IFRS第3号における開示の更なる改善

	利害関係者からの声	IASBの予備的見解
期待されるシナジー	• シナジー効果は取得の重要な要素であることが多い • 取得対価に影響を及ぼす要因を投資者が理解するのに役立つ	取得年度に、取得から期待されるシナジーの金額又はその範囲等の開示を求める
確定給付年金債務及び財務活動から生じる負債	• これらの負債が取得における使用資本を構成すると考える投資者もいる • 使用総資本利益率を評価する上で必要である	取得日における被取得企業の確定給付年金債務及び財務活動から生じる負債の金額を、他の種類の負債と区別して開示することを求める
プロフォーマ情報	• 既存の開示要求はガイダンスが不足しているため、実務にばらつきが生じている • 投資者は重要と考えている一方で、作成者はその有用性に疑問を有している	収益、営業利益及び営業活動によるキャッシュフローに関し、取得から期末までの実績値及び取得日を期首とみなした場合の値（プロフォーマ情報）の両方を開示することを求める

❷ のれんの会計処理の改善

論点	IASBによる調査
のれんの減損損失の認識タイミングが遅すぎる その理由は： • キャッシュ・フローの見積りが楽観的過ぎる • ヘッドルームのシールディング効果で、のれんが減損から守られている（次のスライド参照）	A 減損テストの有効性を高めることができるか？ B のれんは償却すべきか？
減損テストは会社にとって複雑でコストがかかる	C 減損テストは簡素化できるか？

❷ 背景—シールディング

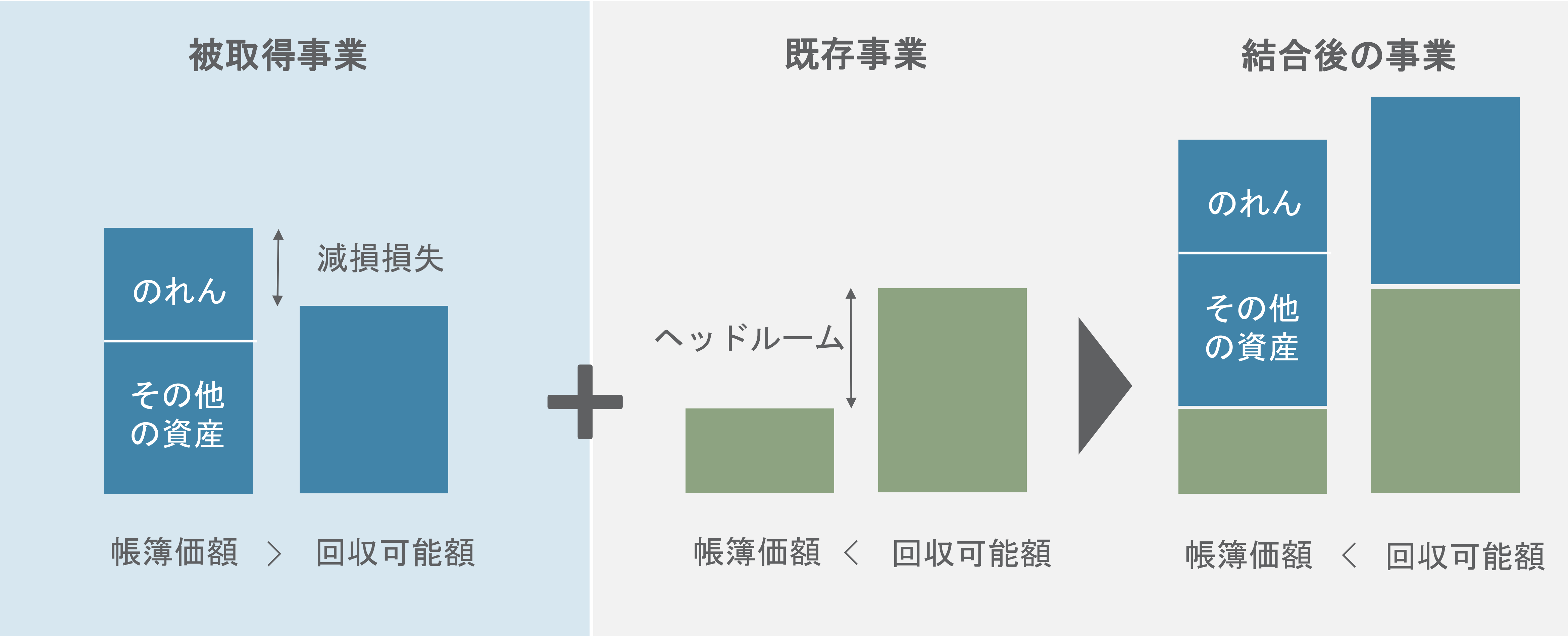

被取得事業が個別に運営される場合：
→ 減損テストは個別に行われる
→ 減損損失が認識される

被取得事業が既存事業と結合される場合：
→ 減損テストは結合後の事業を対象に実施される
→ 減損損失は認識されない

❷Ⓐ減損テストの有効性の改善の可能性

IASBの予備的見解

代替的な減損テストは実行可能ではない	減損テストはのれんを直接評価することを意図していない	開示による解決
• 会社にとって合理的なコストの範囲内でのれんの減損テストの有効性を大幅に改善することはできない • のれんは他の資産とともに減損テストを行う必要があるため、シールディング効果を排除することはできない	• 減損テストの結果が、取得の成果を示すとは限らないが、そのことが減損テストの失敗を意味するわけではない • 減損テストが適切に運用されれば、資金生成単位の帳簿価額が全体として回収可能であることを担保する	スライド5-6で説明されている開示要求は、取得の成果に関して投資者が必要とする情報を提供する可能性がある

②Ⓑのれんの償却の再導入か、減損テストのみか

のれんの償却の再導入	減損テストのみのモデルの維持
ある意見は…	別の意見は…
のれんは過大計上されており、経営者の説明責任が問われていない	減損テストのみのモデルは、投資者に有用な確認情報を提供する
償却は単純であり、取得したのれんを直接対象とする	償却は恣意的で、多くの投資者は考慮していない
減損テストは、IASBの意図した通りに機能していない	適切に運用されれば、減損テストはIASBが意図した通りに機能し、一つの事業に含まれるのれん及びその他の資産が、資産グループとして過大計上されていないことが確かめられる
のれんは減耗性資産である。償却はのれんの費消を示す唯一の方法である	のれんの経済的利益は無期限に存続するため、のれんは減耗性資産ではない
償却により、結果的に減損テストの適用が容易かつ低コストになる	特に最初の数年間は、のれんの償却により減損テストのコストが大幅に節減されることはない

❷Ⓑのれんの償却の再導入か、減損テストのみか

IASBの予備的見解

償却により財務報告が
大幅に改善されるという
説得力のある証拠はない

→

減損テストのみのモデルの維持

IASBでは僅差の多数決でこの予備的見解が採択された
IASBは、利害関係者からこの論点の検討を進めるための新たな論拠が提供されることを期待している

②ⓒ 減損テストの簡素化

年次減損テストの免除

減損が生じていると疑う理由がない場合も、毎年テストを実施する必要があるため、不要なコストがかかる

- のれんを含む資金生成単位の減損テストを最低でも年に一度は実施するという要求を削除する
- 会社は減損の兆候があるかどうかを判定し、兆候がある場合には減損テストを実施する

使用価値の見積りの簡素化

IAS第36号の使用価値の見積りに関する制限には、減損テストのコストや複雑性を増大させ、一般的な業界慣行に反するものもある

- 使用価値の見積りに含めるキャッシュ・フローに関する制限の一部を削除する
- キャッシュ・フローの見積りは、依然として合理的で裏付け可能でなければならない
- 税引後割引率と税引後キャッシュ・フローの使用を認める

❸ その他の論点

のれんを除いた資本合計の表示

のれんは以下の理由で他の資産とは異なる

- 間接的にのみ測定できる
- 個別に売却できない

のれんを除いた資本合計を貸借対照表に表示することにより、その金額が**より明確**になり、純資産の大部分をのれんが占める会社に投資者の注意を引くことができる

無形資産

無形資産を個別に認識することは、取得によって会社が何を購入したかを説明するのに役立つとの意見がある一方で、その情報は限定的にしか利用されないという意見もある

IASBの見解では：

- 現行の規定を変更するだけの説得力のある証拠はない
- 全ての無形資産の会計処理を整合させることは、プロジェクトの範囲外である

バランスの取れたパッケージ

	IASBが検討した変更の可能性がある項目	目的		IASBの予備的見解
		より有益な情報	コストの削減	
❶	企業結合に関する開示の改善	✓	✗	変更する
❷	のれんの償却	✗	✓	変更しない
	年次の定量的な減損テストの免除	・・・	✓	変更する
	使用価値の見積方法の修正	✓	✓	変更する
❸	のれんを除いた資本合計の表示	✓	・・・	変更する
	一部の無形資産をのれんに含めること	✗	✓	変更しない

✓ 目的に適合する　✗ 目的に適合しない　・・・ 重要な影響がない

IFRS

追加情報

ディスカッション・ペーパーに対するコメントの提出期限は**2020年12月31日**である。Covid-19パンデミックの影響により、提出期限は2020年9月15日から2020年12月31日に変更されている。

当プロジェクト及びディスカッションペーパーに関する更なる情報については、www.ifrs.org/projects/work-plan/goodwill-and-impairment/ から入手可能である。

Get involved

Find out more: www.ifrs.org

Follow us:

@IFRSFoundation

IFRS Foundation
International Accounting Standards Board

IFRS Foundation

IFRS Foundation

Join our team: go.ifrs.org/careers